

2025年2月8日

連絡先:

金杜法律事務所上海オフィス

特許部 パートナー弁理士 馬 立栄 (日本語可)

中国上海市徐汇区淮海中路 999 号

上海環貿広場 1 期 17F

malirong@cn.kwm.com

D: +86 21 2412 6126 | M: +86 13641661068 (中国) | M: +81 80 5912 5678 (日本)

## 政策とニュース

### 国家知識産権局、『人工知能関連発明の専利出願ガイドライン（意見募集稿）』について意見を募集

人工知能分野に関し、中国における現行の専利法制度の枠組みでの専利審査政策を包括的に深く解釈し、イノベーションの主体が一般的に関心を寄せる注目の法的問題に対応し、専利出願の質を向上させることを目的として、国家知識産権局は、出願人に向けた『人工知能関連発明専利出願ガイドライン』（以下、『ガイドライン』、[参照先リンクはこちら](#)）を作成した。『ガイドライン』は、政策解析文書と位置づけられ、出願人が現行の専利審査政策をより適切に理解できるよう支援するためのものである。

『ガイドライン』は、人工知能分野で注目される問題および関連する審査政策を中心に、計6章、1万3000字余りの内容で構成されている。

第1章では、人工知能関連の専利出願の一般的な種類と法的問題を要約し、一般的な種類として、人工知能のアルゴリズムまたはモデル自体に関わる関連専利出願、人工知能のアルゴリズムまたはモデルに基づく機能または各分野での応用に関わる関連専利出願、人工知能に支援された発明に関わる関連専利出願、人工知能によって生成された発明に関わる関連専利出願の4種類に分類している。そして、これをベースに、イノベーションの主体からの核心的な要求に重点を置き、人工知能分野における注目の法的問題を5つの面から包括的に整理している。

第2章は、発明者の身分の認定問題に関わるものであり、発明者の主体となる資格を人工知能が備えないことについて論証し説明している。

第3章は、技術的解決手段と専利権付与対象の基準に関わるものであり、人工知能のアルゴリズムまたはモデル自体に関わる関連専利出願、人工知能のアルゴリズムまたはモデルに基づく機能または各分野での応用に関わる関連専利出願について、技術的解決手段と対象の要件をどのように満たすかについて解釈し説明している。

第4章は、明細書の「十分な開示」の問題に関わるものであり、従来技術に対し貢献する部分を明細書に十分記載すべきであることを明確にしている。また、現行の審査規定と実務における、人工知能関連専利出願の十分な開示に関する規定をさらに細分化し、人工知能の「ブラックボックス」問題に積極的に対応している。

第5章は、創造性についての考慮事項に関わるものであり、審査基準を解釈し、比較例を示すことで、アルゴリズムの特徴と技術的特徴とが機能上どのように相互にサポートし合うか、相互に作用する関係が存在するかを明確にしておき、創造性を考慮する際にはアルゴリズムの特徴による技術的貢献を考慮する必要があるとしている。

第6章では、人工知能の倫理に関し指針となる意見が示されている。

## 国家知識産権局、『専利紛争の行政裁決および調停に関する規定』を發表

国家知識産権局は先般、『専利紛争の行政裁決および調停に関する規定』（以下、『規定』、[参照先リンクはこちら](#)）を發表した。『規定』は、中国共産党中央委員会および国務院による知的財産権保護の強化に関する決定および取り組み、社会主義市場経済の秩序の維持、法に基づく行政の一層の推進、専利権者および公衆の合法的權益の保護、専利紛争の行政裁決および調停に関する業務の規範化などを徹底させることを目的としている。

『規定』は5章85条で構成され、主な内容は以下のとおりである。

『規定』の第1条から第11条は総則である。『規定』の目的および根拠が明確にされ、専利侵害紛争および専利紛争の調停に関し専利業務部門の基準が定められ、忌避の原則、属人主義・属地主義の管理原則などの監督管理業務基準を専利管理部門が遵守すべきことが示されている。

『規定』の第12条から第62条では、行政裁決の処理手続きが規定され、侵害の判断および行政裁決の証拠に関する基準が示され、重大な専利侵害紛争と医薬専利の早期解決メカニズムの行政裁決に対し具体的かつ詳細な指示が示されている。

『規定』の第63条から第79条では、行政調停の手続きが規定され、行政調停の実体的基準や専利開放許諾実施をめぐる紛争の行政調停などの状況について定められている。

『規定』の第80条から第82条では、専利業務の管理部門、当事者、担当者およびその他職員に関連する法的責任が規定されている。

『規定』の第83条から第85条は附則部分であり、『規定』の効力や解釈などについて規定している。

## 事例

### 〇〇 単独で販売・使用できない要素は意匠専利の保護対象ではない — 北京知産法院が明確化

#### 事件の概要

北京知識産権法院（以下、「北京知産法院」）は、董子良が国家知識産権局（以下、「国知局」）を訴えた意匠専利権の無効をめぐる行政紛争に対し一審判決を下し、原告の訴訟請求を棄却した。

董子良は、専利番号201130457064.1、名称「モンキーレンチ（2011）」の意匠専利（以下「本件専利」）の権利者である。本件専利に対し、維度防爆工具（天津）集団有限公司（以下、「維度公司」）が無効審判請求を国知局に提出した。国知局は審査の結果、本件専利の「簡単な説明」欄に、本製品は定格電圧AC1,000V、DC1,500Vまでの通電中のワークおよび通電に近いワークにおいてネジやナットの取り外し・締め付けが可能であると記載されているとし、次のような認識を示した。本件専利の写真に示された製品は、モンキーレンチの部分的なデザインにすぎず、モンキーレンチの用途を実現できない。当該製品は、単独で販売・使用することができず、工業上の応用に適さないものであり、『専利審査指南』第一部分第三章第7.4節第(3)条に規定された意匠専利権を付与すべきでない事情に該当する。したがって、本件専利は意匠の保護対象に該当せず、『中華人民共和國専利法』（以下、『専利法』）第2条第4項の規定に適合しない。したがって、国知局は2020年4月23日、無効審判請求に対し第44178号審査決定（以下、「本件決定」）を下し、本件専利の全部無効を宣告した。董子良は本件決定を不服とし、北京知識産権法院に提訴した。

北京知産法院は、本件専利製品が専利法第2条第4項の規定に適合するかどうか本件の焦点であるとし、次のような認識を示した。

専利法第2条第4項の規定によると、意匠とは、製品の形状、模様またはその組合せ並びに色彩と形状、模様の組合せに対して行われる、優れた美観に富み、かつ工業上の応用に適した新たなデザインを指す。上記の規定によれば、例えば、靴下のかかと、帽子のつば、コップの取っ手など、

**製品が分割できない、または単独で販売・使用できない部分的なデザインには、意匠専利権は付与されない。**

具体的に本件において、本件専利の製品名称はモンキーレンチである。モンキーレンチ系の製品は通常、先端部とハンドル部分からなり、先端部は一般に固定あご、可動あご、ウォームホイール、ウォームを含む。ウォームホイールは一般に先端部の下方に位置し、ウォームと協働することにより、モンキーレンチの移動を制御し、モンキーレンチの基本機能を実現する。

本件専利の写真に示されるように、本件専利製品の先端部の上端は、三角形のあごであり、モンキーレンチ製品で一般的な可動あごと固定あごとの境界線が見当たらない。下端は逆の台形であり、内側に矩形の穴が設けられている。正面図に示されているように、先端部の上端のあご部分は一体化され、先端部の下端に矩形の孔が設置され、ウォームホイールが存在しない。俯瞰図に示されているように、先端部の片側は平面であり、可動あごの移動用の溝が示されていない。本件専利の「簡単な説明」欄には、その製品は、定格電圧 AC1,000V、DC1,500V までの通電中のワークおよび通電に近いワークにおいてネジやナットの取り外し・締め付けが可能であると記載されている。

当該専利の各図面からは、固定あごと可動あごの具体的な形状、および可動あごが移動するための溝の具体的な形状を識別することができない。モンキーレンチの通常の設計から分かるように、モンキーレンチの機能を実現するには、固定あごと可動あごの境界線および移動用の溝が必要だが、各図面からは境界線および移動用の溝の位置を正確に識別することができず、可動あごの具体的な形状を知ることができず、本件専利の保護範囲を正確に画定できない。同時に、本件専利には、可動あごの移動を制御するウォームホイールのデザインが欠けているため、本件専利の製品は、「簡単な説明」に記載のモンキーレンチ製品の機能を単独で実現できず、単独で使用できない部分的なデザインに該当し、工業上の応用に適さない。

したがって、本件専利が専利法第2条第4項の規定に違反するという国知局の判断は正しいものであり、法院はこれを支持した。法院は、原告董子良の訴訟請求は事実上および法律上の根拠を欠くとして、原告董子良の訴訟請求を棄却する判決を下した。

一審の事件番号：（2020）京73行初8021号 判決については[こちらのリンク](#)を参照されたい。

## モデル的な意義

本件において、北京知産法院は、2008年の専利法（部分意匠制度）を適用しており、意匠専利の保護対象であるかどうかを判断する際に、例えば、靴下のかかと、帽子のつば、コップの取っ手など、製品が分割できな

い、または単独で販売・使用できない部分的なデザインには意匠専利権が付与されないことを明確にした。

2020年に専利法第2条第4項が改正され、部分意匠に関する規定が追加された。部分意匠は、製品全体の一部であり、製品全体に依存して存在すべきものである。したがって、部分意匠専利は相応の形式に適合すべきであり、すなわち、製品全体の図面を提出し、点線と実線との組合せまたはその他の方法で、保護されるべき部分の内容を示さなければならない。この形式では、保護される具体的な製品を明確にできることと、製品における部分的なデザインの具体的な位置を明確に画定できることの両方が要求される。

これに対し、本件で実際に対象となっているのは、製品が分割できない、または単独で販売・使用できない部分的なデザインであり、意匠専利の適格な対象を判断する上で依然として参考にする一定の価値がある。

本件意匠の図面を以下に示す。明らかなように出願書類の瑕疵によって無効された。現行法に従っても、部分意匠でもないし、全体意匠にも該当しない。したがって、意匠出願の際、図面の要件（部分意匠出願の場合、ぜ全体製品における位置、大きさ、比例関係を示す必要がある）に十分注意する必要がある。特に最近中国は質重視という政策転換の下で、意匠に対する審査は厳しい傾向がある。

